

# 富山県建設工事予定価格事前公表試行要領

(平成 15 年 6 月 16 日知事決裁)  
平成 16 年 3 月 31 日一部改正  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 27 年 3 月 13 日一部改正

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、県が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要領において「予定価格」とは、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 92 条第 1 項（規則第 99 条において準用する場合を含む。）の規定により予定された価格をいう。

2 この要領において「予定価格の事前公表」とは、予定価格を入札執行前に公表することをいう。

## (予定価格の事前公表の試行)

第 3 条 知事は、入札手続及び契約手続の透明性及び公平性の確保に資することを目的として、当分の間、農林水産部又は土木部が所管する建設工事に係る予定価格の事前公表を試行するものとする。

## (対象工事等)

第 4 条 予定価格の事前公表は、農林水産部又は土木部が所管する建設工事であって、競争入札を行うもの（以下「対象工事」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する工事（以下「事前公表試行工事」という。）について行うものとする。

(1) 予定価格が 2 千万円以上の工事

(2) 前号に掲げるもの以外で、本庁（富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する本庁をいう。）又は出先機関（同規則第 294 条の 2 に定める土木事務所を含む。）の指名委員会が選定した工事

2 前項第 2 号の選定は、予定価格が 2 千万円未満の工事については対象工事の概ね 2 分の 1 の数の工事について行うものとする。

## (公表の方法)

第 5 条 予定価格の事前公表は、一般競争入札に係る予定価格にあつては規則第 91 条の規定による公告、指名競争入札に係る予定価格にあつては規則第 97 条第 2 項の規定による通知を行う書面（以下「入札通知書」という。）に当該予定価格を記載して行うものとする。

## (入札書の提出回数等)

第 6 条 事前公表試行工事に係る入札書の提出は 1 回とし、あらかじめその旨を入札通知書に記載するものとする。

### 附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。